

# 第14次 労働災害 防止計画

厚生労働省 北海道労働局

## 誰もが安全で健康に働くために

### 計画期間

2023(R5)年度から2027(R9)年度までの5か年間

**計画の目標** 2027(R9)年の死亡災害及び死傷災害を次のとおりとする

○死亡災害 **2022(R4)年と比較して10%以上減少**

○死傷災害 **2022(R4)年と比較して減少に転じさせる**

### 計画のねらい

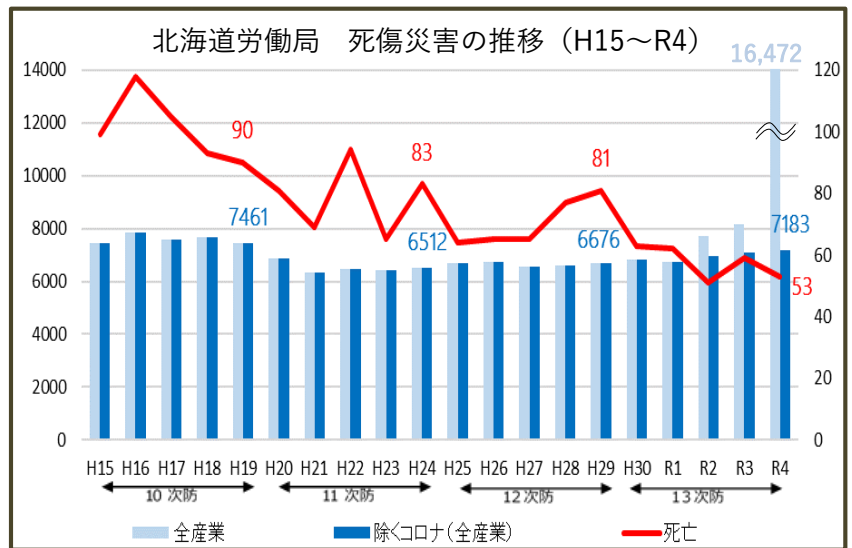
北海道の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善し、死亡災害は減少しているものの、休業4日以上死傷災害は、ここ数年増加傾向にあります。

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要です。また、消費者・サービス利用者においても安全衛生対策費への理解が求められます。

安全衛生に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ります。



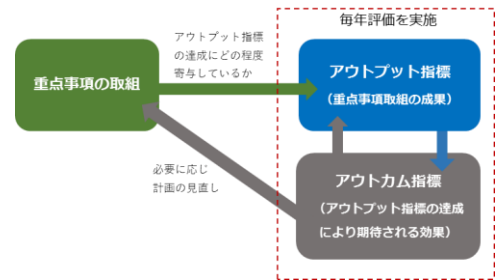
第14次防詳細はこちら→



### 計画の重点事項

重点事項（8項目）の取組の成果としてアウトプット指標を定めるほか、アウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、毎年これらの指標を用いて計画の実施状況の確認及び評価を行い、必要に応じて計画を見直します。

（リーフレットに記載したアウトプット指標は全て2027年までの取組みとなります。）



### 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

全業種対象

- 安全衛生の取組を見える化する仕組みを活用し、主体的に安全衛生対策に取り組む
- 安全衛生対策におけるDXの推進（AIやウェアラブル端末等の技術を活用した安全衛生活動の推進、危険有害な作業の遠隔管理、遠隔操作、無人化等による作業の安全化）



### 2 重点業種における労働災害防止対策の推進（建設業、小売業・社会福祉施設）

- 建設業 高所からの墜落・転落防止措置を確実に実施するとともに、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントを実施する
- 小売業・社会福祉施設 非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。介護・看護作業において、「ノーリフトケア」の導入を進める



アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場を85%（総合建設業は90%）以上とする</li> <li>○正社員以外への安全衛生教育の実施率を80%以上とする</li> <li>○ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して増加させる</li> </ul>
アウトカム指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設業の死亡者数を2022年と比較して20%以上減少させる</li> <li>○社会福祉施設の腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して減少させる</li> </ul>



（重点事項ごとの具体的取組は指標に関連した事項の抜粋です。詳しくは北海道労働局第14次労働災害防止計画をご確認ください。）

### 3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

● 全業種対象

- 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づき、就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等に取り組む

**アウトプット指標** 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組みを実施する割合を50%以上とする

**アウトカム指標** 60歳代以上の死傷年千人率を男女ともに2027年までにその増加に歯止めをかける

### 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

● 全業種対象

- 外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等による安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む

**アウトプット指標** 母国語や視聴覚教材を用いて外国人労働者向けの災害防止の教育を実施している事業場を50%以上とする

**アウトカム指標** 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする

### 5 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

● 全業種対象

- 転倒災害対策にハード・ソフト両面から対策に取り組む



**アウトプット指標** 転倒防止対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場を50%以上とする

**アウトカム指標** ○転倒の年齢層別死傷年千人率を男女とも増加に歯止めをかける  
○転倒による平均休業見込日数を40日以下とする

### 6 その他の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業、製造業、林業）

- 陸上貨物運送業 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する
- 製造業 機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む
- 林業 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する



**アウトプット指標** ○「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場（荷主となる事業所を含む。）の割合を45%以上とする  
○機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場を60%以上とする  
○「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場を50%以上とする

**アウトカム指標** ○陸上貨物運送事業の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる  
○製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる  
○林業の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる

### 7 労働者の健康確保対策の推進

● 全業種対象

- ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果をもとに集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する

**アウトプット指標** ○メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を80%以上とする  
○50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする  
○必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を80%以上とする

**アウトカム指標** 仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする



### 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

● 全業種対象

- SDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自発的なばく露低減措置を実施する
- 石綿の事前調査を確実に実施し、事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する
- 熱中症予防のため、暑さ指数の把握とその値に応じた措置を適切に実施する



**アウトプット指標** ○ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を80%以上とする  
○リスクアセスメントを行っている事業場の割合を80%以上とするとともに、その結果に基づいて必要な措置を実施している事業場の割合を80%以上とする  
○熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる

**アウトカム指標** ○化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して5%以上減少させる  
○熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる

